

久留米市土地開発公社個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語及び定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）で使用する用語の例による。

2 前項のほか、この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 職員等 久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員並びに公社の指揮命令を受けて公社の業務に従事する者をいう。

(2) 文書等 公社の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、公社の職員等が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(公社の責務)

第3条 公社は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じるものとする。

(職員等の義務)

第4条 職員等又は職員等であつた者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用目的の特定)

第5条 公社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 公社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(個人情報の利用目的等の登録)

第6条 公社は、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供の方法等を定める個人情報業務登録票（第1号様式）を作成するものとする。

(利用目的による制限)

第7条 公社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

2 公社は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 公社は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(特定個人情報の利用目的の制限)

第8条 公社は、番号法第9条第3項により個人番号を取扱う事務の範囲を超えて特定個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 公社は、合併その他等の理由で事業を承継することに伴って特定個人情報を取得した場合、承継前における当該特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該特定個人情報を取り扱ってはならないものとする。

(適正な取得)

第9条 公社は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行わなければならない。

2 公社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法令で定める場合

3 公社は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第10条 公社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 公社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 公社は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（2）利用目的を本人に通知し又は公表することにより、公社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（3）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（個人番号の提供の要求）

第11条 公社は、番号法第9条第3項に規定された事務を処理するために必要があるときは、本人に対し個人番号の提供を求めることができる。

（個人番号の提供の求めの制限）

第12条 公社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人（自己と同一世帯に属する者以外の者をいう。次条において同じ）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の収集の制限）

第13条 公社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集してはならない。

（個人データの適正管理）

第14条 公社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2 公社は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 公社は、個人データの安全管理のために、個人データを取扱う職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 公社は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託するときは、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第15条 公社は、番号法第9条第3項に規定された事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(第三者提供の制限)

第16条 公社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 公社は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(4) 第三者への提供の方法

(5) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(6) 本人の求めを受け付ける方法

3 公社は、前項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 公社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 公社は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第17条 公社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第18条 公社は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第16条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

2 公社は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第19条 公社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、公社が同項の規定による確認を行う場合において、当該公社に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 公社は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 公社は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第20条 公社は、保有個人データを利用する事務に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報業務登録票（第1号様式）を作成し、本人から閲覧の申出又は内容の照会があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(1) 保有個人データの利用目的（第10条第4項各号のいずれかに該当する場合を除く。）、記録項目、対象者の範囲及び取得先

(2) 次条（保有個人データの開示請求）、第28条（訂正等の請求）又は第32条第1項若しくは第2項（利用停止の請求等）の規定による請求に応じる手続（第27条第1項の費用の額を含む。）

(3) 苦情の申出先

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として公社が別に定めるもの

2 公社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められ

たときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、第10条第4項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- 3 公社は、前項の規定に基づき求められた個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示請求)

第21条 本人は、公社に対して、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 公社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）に係る請求を受けたときは、本人に対し、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 公社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(開示請求の手続)

第22条 前条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示等請求書（第2号様式）を公社に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報の記録の内容

- 2 開示請求をしようとする者は、公社に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で、公社が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する措置)

第23条 公社は、開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求をした者に対し、その旨を個人情報開示等請求承諾通知書（第3号様式）又は個人情報開示等請求一部承諾通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 公社は、開示請求に係る保有個人データの全部を開示しないとき又は当該保有個人データが存在しないときは開示請求をした者に対し、その旨を個人情報開示等請求拒否通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 3 公社は、第1項の決定をする場合において、開示請求に係る保有個人データに第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示決定等の期限)

第24条 前条第1項及び第2項の決定は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

- 2 公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、公社は、開示請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を個人情報開示等決定延期通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(開示の方法)

第25条 開示は、当該保有個人データが文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは理事長が定める方法により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、他の方法により開示をすることができる。

(簡易な手続きによる開示)

第26条 公社が開示することについて明らかに支障がないものとしてあらかじめ定めた個人情報については、第22条第1項の規定にかかわらず、口頭その他公社が定める簡易な方法により、開示請求をすることができる。

2 開示請求をしようとする者は、公社に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人等であることを証明するために必要な書類で、公社が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 公社は、第1項の規定による開示請求があったときは、第22条第1項の規定にかかわらず、公社が定める方法により直ちに開示するものとする。

(費用負担)

第27条 開示請求をする者が納めるべき手数料の額は、0円とする。

2 第25条の規定により写しの交付を行うときは、開示請求者は当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、当該費用を免除することができる。

3 費用は、文書等の写しの交付を行う際に徴収する。

(訂正等の請求)

第28条 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 公社は、本人等から前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

(訂正等の請求の手続)

第29条 前条の規定による訂正等の請求（以下「訂正等の請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示等請求書（第2号様式）を公社に提出しなければならない。

(1) 訂正等の請求をする者の氏名、又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 訂正等を求める箇所及び訂正等の内容

2 第22条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。

(訂正等の請求に対する措置)

第30条 公社は、訂正等の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正等の請求をした者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を個人情報訂正等通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(訂正等の決定の期限)

第31条 前条の決定は、訂正等の請求があった日の翌日から起算して28日以内にしなければならない。

2 第24条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

(利用停止等の請求)

第32条 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データが第7条及び第8条の規定に違反して取り扱われているとき、第9条の規定に違反して取得されたものであるとき、第13条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第15条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 公社は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条第1項及び第17条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求できる。

4 公社は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止等の請求等の手続)

第33条 前条第1項の規定による利用停止等の請求及び同条第2項の規定による提供の停止の請求（以下「利用停止等の請求等」という。）は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示等請求書（第2号様式）を公社に提出しなければならない。

(1) 利用停止等の請求等をする者の氏名、又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名

(2) 利用停止等又は提供の停止を求める内容及び理由

2 第22条第2項の規定は、利用停止等の請求等をしようとする者について準用する。

(利用停止等の請求等に対する措置)

第34条 公社は、第32条第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は同条第3項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、当該利用停止等の請求等をした者に対し、その旨を個人情報訂正等通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限)

第35条 前条の決定は、利用停止等の請求等があった日の翌日から起算して28日以内

にしなければならない。

2 第24条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

(異議の申出)

第36条 開示等請求者は、開示決定等について不服があるときは、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、公社に対し異議申出書(第8号様式)を提出することにより異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

(異議申出に対する措置)

第37条 公社は、異議申出があった場合は、当該異議申出に係る開示決定等についての再度の決定を行った上で、当該異議申出に対する決定を行い、個人情報開示等の異議申出に対する決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(異議申出の決定の期限)

第38条 前条の決定は、異議申出があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

(個人情報保護管理者)

第39条 公社は、個人情報保護管理者を事務局長とし、公社における個人情報の適正な管理に必要な措置を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員等に対する教育訓練等を行わなければならない。

(苦情処理)

第40条 公社は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めるとともに、そのために必要な体制整備に努めるものとする。

(法令の適用)

第41条 この規程に定めるもののほか、法令の規定を適用する。

(委任)

第42条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。